

令和 2 年 6 月 12 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6月12日(2日目)

日程第1 一般質問

2 会議に付した事件

日程第1の事件

追加日程第1 議案第55号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第6号)

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 山本優作 | 2番 | 鈴木浩二 |
| 3番 | 片山陽市 | 4番 | 小嶋完作 |
| 5番 | 内田保 | 6番 | 石垣菊蔵 |
| 7番 | 服部光男 | 8番 | 藤井満久 |
| 9番 | 吉原一治 | 10番 | 松本保 |
| 11番 | 榎戸陵友 | 12番 | 石黒充明 |

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 町長 | 石黒和彦 | 副町長 | 中川昌一 |
| 総務部長 | 田中嘉久 | 総務課長 | 内田純慈 |
| 防災安全課長 | 滝本功 | 税務課長 | 神谷和伸 |
| 企画部長 | 鈴木茂夫 | 企画課長 | 高田順平 |
| 検査財政課長 | 山下忠仁 | 地域振興課長 | 滝本恭史 |
| 建設経済部長 | 鈴木淳二 | 建設課長 | 山本剛 |
| 産業振興課長 | 奥川広康 | 水道課長 | 坂本有二 |
| 厚生部長 | 大岩幹治 | 福祉課長 | 相川和英 |
| 環境課長 | 富田和彦 | 保健介護課長 | 田中直之 |
| 住民課長 | 宮地利佳 | 教育長 | 高橋篤 |
| 教育部長 | 山下雅弘 | 学校教育課長 | 石黒俊光 |

| | | | | | | | | |
|----------------|---|---|---|----------------|---|---|---|---|
| 社会教育課長 | 森 | 崇 | 史 | 学校給食 センター所長 | 山 | 本 | 剛 | 資 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 山 | 本 | 有 | 里 | | | | |

5 職務のため出席した者の職・氏名

| | | | | | | | | | |
|--------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 大久保 | 美 | 保 | 主 | 査 | 小 | 坂 | 有 | 一 |
|--------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は6月定例町議会2日目に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連のうち、全ての国民に10万円を給付する特別定額給付金について、5月28日、6月4日、6月11日の3日間で全世帯の94.9%、また南知多町の全町民の96.5%の方々に入金が完了できました。少しでも早く町民の皆様の方に10万円を届けたいとの強い思いで、全職員が一丸となって、残業はもちろんのこと、休日出勤もして作業をしていただき、近隣5町の中でも大変優秀な結果になっています。ここに改めて議会を代表して南知多町の全職員に感謝するとともに、お礼を申し上げます。本当に御苦労さまでした。（拍手）

傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策として、別室での音声傍聴とさせていただくことといたしました。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。ただいま町長より自席に配付されたとおり、議案第55号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第55号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第6号）

○議長（藤井満久君）

追加日程第1、議案第55号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第55号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億5,194万1,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明をいたします。

6ページ、7ページを御覧ください。

下段の表、3. 歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、8目企画費は594万1,000円の増額補正であります。これは、総務省が行う関係人口創出・拡大事業のモデル事業として採択されたことに伴い、篠島における水産業及び観光業の担い手不足などの地域課題を解決するため、篠島に祖父母を持つ若者世代をターゲットに実施する関係人口創出・拡大事業に係る経費でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

上段の表、2. 歳入でございます。

15款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金は594万1,000円の増額補正であります。これは、ただいま歳出で御説明いたしました関係人口創出・拡大事業モデル事業費に対する委託金でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会

に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第55号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第1 一般質問

○議長（藤井満久君）

日程第1、一般質問を行います。

今定例会では、新型コロナウイルス感染拡大防止及び町民への支援策に対する業務が集中した執行部への負担に配慮し、各常任委員長が委員の質問を取りまとめ、委員長の代表質問とします。

また、再質問は行いませんので、答弁は丁寧をお願いいたします。

最初に、6番、文教厚生委員長、石垣菊蔵議員。

○6番（石垣菊蔵君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、バブル崩壊、リーマンショックを超える厳しい経済情勢、そして生活環境の激変に見舞われている今、国の施策を待つばかりではなく、町としても財源の許す限り町民を守る支援を求めるものです。

それでは、文教厚生委員会から私が委員の意見を集約し、以下の質問をいたします。

質問事項1. 学校教育再開に向けてを質問いたします。

1として、児童・生徒、保護者、そして教育を預かる現場の教職員の皆さんには、課題と完結に向けた取組、学年末の取り残し、そして2か月遅れの新学期が手探りの中、今始まろうというより、始まっております。

特に中学校3年生、小学校6年生には、一日一日が思い出となり、さらに中学3年生には、友と過ごした学校生活9年間の別れの年、全ての学校行事に超がつくように多忙に、そして10か月での完結に待ち構える高校受験などがあります。

5月13日、愛知県教育委員会から示された学校再開に向けた段階的な対応例なども踏まえ、次のような具体的な対応方策はあるか。そして、町独自の方針は決定されているか。

①各学校でのマスク着用をどのように考えているか。また、備蓄はあるか。

②全ての教室に消毒液の配置はできているか。

③フェースガードについては、どのように考えているか。

次に、2として、補習、土曜日、または7時間授業、部活を通じての先輩・後輩の絆、各種の課外授業、大会や発表会、これらに反する過重な負担やコロナの感染状況など、不安なスタートとなることから、1で質問した以外の各学校の受入れ体制や環境の整備も含め、保護者、児童・生徒に可能な限り安心できる方向性を示すことはできるか。

3として、授業再開とともに給食も始まります。コロナ対策での具体的な衛生対策はあるか。さらに、夏休みも短縮して夏の期間の給食を実施するとなると、食中毒対策については何を考えているか。

質問事項2番、ひとり親家庭の支援について。

コロナの影響で休校に伴い仕事を休まざるを得ない状況で、厳しい生活を強いられたひとり親家庭に支援策はあるか。

質問事項の3番、第2波の備えについて。

第1波は、発症者ゼロで乗り切った経験を踏まえ、第2波が発生した場合に国や県の指示を待たずに本町独自の対応策を構築すべきだと思うが、その準備をしているか。

最後の4番目、高齢者世帯などの手助けを。

1として、国や県からの各種支援金・給付金の申請について、高齢者世帯や障害者世帯など困難な人への手助けをどのように考えているか。

2として、サロンなど高齢者が集う機会がなくなってしまったが、新しい生活様式を踏まえ、今後どのように考えているか。

以上、執行部の実りある答弁を求めます。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

それでは、1. 学校教育再開に向けてにつきまして答弁をさせていただきます。

まず、御質問1のうち、学校教育再開に向けての具体的な対応方策及び町独自方針の有無につきまして答弁させていただきます。

学校再開に当たりましての基本的な感染症対策の考え方は、手洗い消毒、健康観察の徹底、3つの密を防ぐ、教室・授業環境の整備などであります。

町教育委員会では、令和2年5月20日付で愛知県教育委員会から示されました教育活

動の再開に向けたガイドラインに沿った取組を各学校に示し、お願いをしています。

御質問①のマスク着用につきましては、3つの密の一つの密接を防ぐために、全ての児童・生徒及び教職員は、原則として教室内では常にマスクを着用することとしています。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を徹底しています。

一方、運動を行う際にマスクを着用する場合は、十分呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されております。このため、スポーツ庁の通知でも、体育の授業においてはマスクの着用は求められておりませんので、児童・生徒の間隔を十分に空け、原則マスクを外して実施しています。

次に、登下校時のマスク着用につきましては、スクールバス利用者はマスクを着用しますが、熱中症予防の観点から、徒歩通学者は気候の状況によってはマスクの着用をしない場合があり、自転車通学者はマスクは着用いたしません。

夏期の熱中症対策につきましては、従来の学校の熱中症対策に加えて、マスクの着脱や活動期間、活動場所及び活動形態についても十分に注意をしていく必要があります。具体的には、熱中症予防のため、授業の途中で水分補給の時間を設けたり、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施したりすることが必要です。

次に、各小・中学校のマスクの備蓄につきましては、小・中学校全体で約5,500枚でございます。児童・生徒のマスクにつきましては、手作りマスクを含め、各自が家から持ってくることを基本としておりますので、忘れてしまった児童・生徒へ渡すための備蓄として確保しております。

次に、御質問の②各教室への消毒液の配置につきましては、文部科学省では、接触感染を避ける方法としては流水による石けんでの丁寧な手洗いを基本としています。これによって十分にウイルスを除去できるため、外から教室に入るときやトイレの後、給食の前後などに小まめに手洗いをするを指導しています。ただし、流水で手洗いできない場合は、手指消毒液も有効であるため、全ての学校で教室付近に消毒液を配置しています。

次に、③フェースガードにつきましては、県のガイドラインでは、授業中の飛沫防止対策の一つとして、フェースガードなどの活用も例示されていますが、マスク着用が原則と考えております。しかしながら、例えば1対1の個別指導などで子どもとの距離が保てないときに使用するケース、外国語の発音の説明でマスクを外して授業をするとき

に口元を見せるために使用するケース、あるいは児童・生徒が音楽や体育の授業で使用するケースなど、各学校では様々な場面での使用を検討しています。今後、飛沫防止対策に有効に使用できるようであれば、必要に応じて購入していきたいと考えております。

次に、御質問1-2、各学校の受入れ体制や環境整備も含め、保護者、児童・生徒に可能な限り安心できる指針を示すことはできるかにつきまして答弁させていただきます。

各小・中学校では、集団感染発生のリスクを避けながら、授業時間数を確保するため、授業方法・授業内容の精選、実施時期の変更などを行っています。

学校行事に関しましては、学校における感染リスクを抑えつつ、原則として実施する方向で準備しています。ただし、今後の状況によりましては、予定変更・中止等の判断を迫られる可能性があります。

それでは、現在の教育委員会の対応の方向性につきまして、それぞれ答弁いたします。

まず、学校の休校期間が続いたことによる授業日数の不足に対しましては、今年度限り夏休みを8月8日から20日までに短縮いたしました。その結果、今年度もとともと予定しておりました授業日数だけを単純に比較しますと、10日余りの不足に縮小されました。また、例年、年度当初に行っております家庭訪問や学級づくりの時間、オリエンテーションにつきましては、休校期間中にある程度実施されておりますので、現在のところ、土曜日を活用したり、7時間授業を行わなくても対応できるものと考えております。

今後、授業内容の工夫、例えば演習問題を家庭学習としたりすることにより、必要な学習内容は保障できるものと考えておりますが、状況の変化により10月末までの授業の進み具合に遅れが生じた場合は、冬休みを短縮することも検討する場合があるかもしれません。

次に、部活動への影響につきましては、新型コロナ感染症拡大防止のため、休校期間中は部活動を中止しておりましたが、6月1日以後、活動場所、活動方法、活動内容を工夫し、感染症対策を行った上で活動を行っています。ただし、朝練習は当面実施しません。

部活動は、学年を離れた集団の中で、励まし合い、協力し合い、高め合いながら生徒の協調性や連帯感などを育成するとともに、仲間との触れ合いの場としても大きな意義があります。全員で活動する時間が少し短くなってしまいましたが、先輩・後輩の絆を築き上げていけるような活動を行っています。

また、今年度については、東海ジュニアスポーツフェスティバル、知多地方体育大会

等をはじめ、多くの大会が中止となりました。その結果、最終学年の生徒の成果を発揮する場所がなくなってしまいました。そのため、町校長会では可能な限り感染症対策を実施した上で、町独自の中学校体育大会を8月1日前後に開催することを決定いたしました。種目によりましては、町内で1部活しかないと対外試合が行えないものもありますので、他市町との調整を考えています。

次に、各種の課外授業、大会、発表会等学校行事につきましては、児童・生徒の学力の保障を最優先に取り組む考えではありますが、その上で体験活動等により心身の健康や豊かな心の育成を図るため、工夫して極力実施していけるように各学校で検討しています。

修学旅行につきましては、中学校は全て当初の予定を延期し、秋以降に実施いたします。また、林間学校につきましても例年どおり実施いたします。運動会につきましては、地区の体育祭と兼ねて実施している学校もあり、どのような形で実施するのかを各学校で検討中であります。

中止とした事業では、小学校陸上大会、中学校で行っておりました夏休み中の職場体験等があります。そのほかの学校行事につきましては、実施の方向を含めまして現在検討中ですので、決定次第、随時、各学校よりお知らせをさせていただきます。

次に、各学校の感染症対策や環境整備を含めました日々の教育活動における基本的な考え方につきましては、学校において3つの密を徹底的に避ける、マスクの着用及び手洗いなどの手指衛生など基本的な感染対策を継続する新しい生活様式を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障していくことを考えています。

具体的な配慮事項としましては、児童・生徒は、毎朝、健康観察・検温をして記録用紙を記入し、登校後すぐに提出するようにしています。その際に検温をし忘れた児童・生徒には学校で検温できるように非接触型体温計を各学校に配付しております。

用具や物品の使用は可能な限り避け、共用を避けることが難しいものは、使用前後の手洗いを徹底させています。多くの児童・生徒が手を触れるドアノブ、スイッチ、手すりなどは、教職員が毎日消毒液で清掃しています。

教室内の湿度を適切に保ち、喉の粘膜の防御機能を高めることも必要であることから、普通教室に加湿器の設置を考えています。

日々の教育活動における感染症対策を講じても、なお感染の可能性が高い一部の実技

指導や季節に応じた学習を行う理科、家庭科などの単元においては、指導の順序の変更など工夫して行うこととしています。グループでの学習活動など向かい合っただ対話的な学習は極力避け、どうしても必要な場合には短時間にするようにしています。

音楽の授業では、狭い空間での歌唱、器楽などの内容については、年間指導計画の中で指導の順番を変更したり、広い空間を確保して実施しています。

体育では、3つの密が重なる場面を避け、可能な限り授業を屋外で実施しています。また、活動の場面では、児童・生徒一人一人の間隔を十分確保できる運動などを工夫して実施しています。

教育委員会から各保護者に対しては、既に学校再開に向けてのこれらの学校が行う対策につきましてはお知らせしていますが、今後も各学校が実施する取組につきましては、随時、児童・生徒や保護者へ学級通信などでお知らせするとともに、学校ホームページに掲載しお知らせしてまいります。

次に、御質問1-3、学校給食について、コロナ対策での具体的な衛生対策はあるか、食中毒対策についても何か考えているかにつきまして答弁させていただきます。

給食センターにおきましては、職員及び調理員は、出勤前に検温し、せき、だるさ、頭痛の有無をチェックするなど、体調の悪い者を無理して出勤させないようにして、水際での感染防止を徹底し、給食を衛生的かつ安定的に提供できるよう努めております。

また、各学校におきましては、給食の配膳前に児童・生徒全員の手洗いを徹底させ、会食時には向かい合わせにならないように配席し、会食中の会話は控えるよう指導しており、会食後はすぐにマスクを着用するようにしています。

配膳の際には、これまで給食当番がそれぞれの席に給食を配っていましたが、今は給食当番が持ったトレーに乗せた給食を各自で取るなど、なるべくほかの人が食器等に触れないようにするなど、各校において工夫して対応しています。

給食の献立につきましては、本町の小・中学校は、児童・生徒の在籍人数の少ないクラスが多いため、1回の給食の配膳にかかる時間が短く、また配膳回数も少ないことや、文部科学省が学校の衛生管理の観点から作成しました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにおいて示されました地区ごとの行動基準は、本町においては感染者が発生していないため、感染レベルが最も高い地域に例示をされましたパンや牛乳が主体の簡易給食や弁当容器等に盛りつけて提供するのではなく、栄養摂取基準に基づいた通常給食の提供としております。

夏の期間の給食につきましては、食中毒を出さない献立の工夫として、通常時と比べ、副菜にいため物や煮物など加熱調理をする献立を多くし、加熱調理をしないあえ物については、酢を入れたたれを使い、酢の殺菌効果で細菌の増殖を抑えるなど対策を考えております。

また、衛生管理につきましては、特に温度管理を徹底し、冷たい献立は、調理後速やかに冷却して10度C以下に、温かい献立は65度C以上の適切な温度管理を行うなど、学校給食衛生管理基準に基づいた調理作業や配食等を行うように改めて徹底してまいります。以上です。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2. ひとり親家庭の支援について。コロナの影響で、休校に伴い仕事を休まざるを得ない状況で、厳しい生活を強いられたひとり親家庭に支援策はあるかにつきまして答弁させていただきます。

ひとり親家庭限定ではありませんが、子育て世帯への支援策としまして、まず国の施策で、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金があり、保護者が休校に伴い有給の休暇を取得した場合の賃金相当額が事業主に助成される制度がございます。

次に、さきの臨時議会で御承認いただきました補正予算におきまして、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るための緊急的な措置としまして、公立保育所の給食費を6月から12月までの7か月分を無償化し、公立以外の保育園等に通り、給食費を御負担いただいている御家庭に対しては、町の減免額と同額を補助金として交付してまいります保育所等給食費無償化事業、同じく学校給食費につきましては、授業が再開された5月25日から2学期の終了する12月22日分までを無償化してまいります学校給食費無償化事業、また学校休校中に学校給食の提供を受けることができなかった就学援助を受けている御家庭に給食費相当額を支援する就学援助事業、子育て世帯の生活を支援するための一時金として、中学生までの子ども1人につき1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、国の特別給付金の支給対象とならない令和2年4月28日以降に出生した子どもを対象に一時金を支給することで、新型コロナウイルス感染症の状況下で新しい生活様式を取り入れながら子育てを行う世帯への経済的支援を図るため、出生時1人につき10万円を支給する南知多町子育て支援特別定額給付金給付事業が子育て世帯への支援事

業であります。

ひとり親家庭への町の追加支援策としましては、新型コロナウイルス感染症の状況下で経済的影響を大きく受けるひとり親家庭で遺児手当を受給している方に対し、対象児童1人につき1万円を支給することを考えております。なお、従来から行っておりますひとり親家庭への支援といたしましては、児童扶養手当、愛知県遺児手当及び南知多町遺児手当の支給がございます。

町としましては、これらの事業により子育て世帯を支援してまいります。

続きまして、御質問3. 第2波の備えについて。第1波を発症者ゼロで乗り切った経験を踏まえ、第2波が発生した場合に国や県の指示を待たずに本町独自の対応策を構築すべきだと思うが、その準備をしているかにつきまして答弁をさせていただきます。

本町におきましては、政府の基本的対処方針と愛知県緊急事態措置による不要不急の外出自粛要請に基づき、町ホームページ、防災行政無線、メールサービス、看板を設置するなど、あらゆる方法により周知に努め、町民の皆様へ協力をお願いをしております。その結果、町民の皆様の理解ある御協力の下、幸いにして本日まで町内の感染者は一人も発生しておりません。

現在、全国において一旦感染が終息に近づいている状況にありますが、世界では新興国や発展途上国において感染が拡大していること、また国内では、多数ではないながらも、今でも新規感染者が発生しているように、ウイルスはいまだ存在していることから、報道で取り上げられているとおり、再度の感染拡大の波が発生する可能性は否定できません。3密を避けるとともに新しい生活様式の定着などについても、国や県と連携して感染症対策と社会経済活動の再開を進めてまいります。

再度、感染が拡大した場合は、これまで積み重ねてきた対応や経験を生かし、状況に応じた感染拡大防止策が円滑に実行できるよう準備を進めてまいります。以上です。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問4. 高齢者世帯等の手助けをにつきましては、御質問4-1は私、企画部長から、御質問4-2は厚生部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問4-1の各種支援金・給付金等の申請について、高齢者世帯や障害者世帯などへの手助け、支援をどのように考えているかについて答弁をさせていただきます。

ます。

各種支援金・給付金でございますが、個人の生活支援に係るものや、休業補償、資金繰り支援など事業に係るもの、町税、公共料金等の納付猶予など、その他、多岐にわたるものがあり、さらに今後、新たな支援策が実施されることも考えられます。

一般的な申請案内等は、申請案内の通知文書による説明、町広報紙や町公式ホームページなどへの掲載、電話や窓口での個別対応によって行っております。しかし、申請が難しいと思われる特定の高齢者世帯や障害者世帯などにつきましては、住民に最も近い行政機関として、その実情に応じ、きめ細かな行政サービスを提供してまいります。

特に、全ての方が該当する特別定額給付金につきましては、申請状況を確認し、未申請であれば、高齢者または障害者の担当部署と連携をし情報共有を図ってまいります。民生委員の方などの協力もお願いして、必要であれば個別に訪問することも視野に入れ、支援をしてまいります。以上です。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

御質問4-2、サロンなど高齢者が集う機会がなくなりましたが、新しい生活様式を踏まえ、今後はどのように考えているかにつきまして答弁させていただきます。

新しい生活様式につきましては、今後、新型コロナウイルスの持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、3つの密を徹底的に避けるとともに、人と人との距離（ソーシャルディスタンス）の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、今後の生活に取り入れていただきたいものとして、政府の基本的対処方針においても社会経済全体で安定的に定着していくことの必要性が記載されております。

感染した場合に重篤化しやすい高齢者の皆様には、これまで各地区サロン、はつらつ教室、すこやか一な百歳体操自主グループ、ふれあい昼食会などの各種の集会、活動を中止、または延期し、感染拡大防止に御協力いただいております。その結果、外出の機会や人と交流する機会が少なくなり、運動機能の低下や認知症のリスクにつながる可能性がある高齢者が増えることが心配されるのも確かであります。現在は、自宅にいながら気軽にできる介護予防のプログラムなどの情報をケーブルテレビや町ホームページで発信しております。

今後は、町広報紙などを通じて、高齢者のみならず町民全体に対し、新しい生活様式の周知に努め、その定着を図りながら、段階的に高齢者が集うサロンなどが再開できるよう努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

(6番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

代表質問のまとめとして、学校再開に向けて、学校の具体的な対応方策や各学校の受入れ体制や環境整備についての答弁を頂きましたが、最後に教育長から、子どもたちや保護者に対してメッセージをお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

教育長。

○教育長（高橋 篤君）

ただいま発言の機会を頂きましたので、述べさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大による度重なる臨時休校で、子どもたちの大切な学校生活の時間が大きく奪われてしまいました。これから私たち大人がすべきことは、子どもたちにとっての大切な時間を取り戻し、今後、可能な限り本来の学校生活を送れるようにすることだと考えています。

南知多町では、先ほど教育部長が答弁しましたとおり、現時点では、土曜日の授業や冬休み中の補習などは考えていません。昨年度末の授業内容不足分は、臨時休校中の分散登校や家庭学習によってかなり取り戻せており、5月中にはほとんどの学校が昨年度の学習内容を終えることができ、その後、新学年の内容を学習しています。

本来、今年度8月末までに予定されていた授業日は、小・中学校で若干の違いはありますが71日です。これを5月25日からの通常授業再開によって60日が確保できました。したがって、単純に授業日だけで考えると11日分の不足です。

あわせて、例年、年度当初に行っているオリエンテーション、身体測定、学級づくり、校内学力テストなどは分散登校や一斉登校時に進めてきました。さらに、家庭訪問は臨時休校中に行い、全学校で行事を精選し、中学校では1学期中間テストをやめるなど、授業日にして9日分ほど取り戻せています。残りは、授業の中で学習活動の重点化を進

め、授業内容の充実を図るとともに、演習問題を家庭学習にするなど、授業と家庭学習を充実させることで、2学期末までには学習内容を十分回復できる見込みです。したがって、現時点で全体としての補習は考えていませんが、今後のコロナウイルス感染拡大状況によっては変更があり得ます。

今回、このような対応ができておりますのも、臨時休校中に再開後の学習計画を進めていただいた教職員の皆さん、いち早く給食再開に取り組んでいただいた給食センター調理員の皆さんや各校の給食配膳員の皆さんのおかげです。そして、登下校のときには、たくさんの地域の方々が見守りをしていただきました。ありがとうございました。

小・中学生の皆さん、たくさんの人たちが皆さんのことを見守っています。不安なこともあるかもしれませんが、あまり考え過ぎず、とにかく自分の力を伸ばすための努力を続けてください。いつもの年に比べると宿題が多くなってしまったり、授業の進め方がやや早かったりするかもしれませんが、予習や復習など家での勉強をしっかりと、自分のやるべきことに集中してください。そして、みんなで遅れを取り戻しましょう。

保護者の皆様も不安がたくさんあると思いますが、まず御自宅でお子さんの話をよく聞いて見守っていただきたいと思います。そして、御心配なことは、それぞれの学校や教育委員会へ御相談ください。

さて、文部科学省は、臨時休校により標準授業時間数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではないという方針を出しています。ただ、授業時間数の回復を目指すのでは、授業と同様に大切な行事や部活動、そして仲間と過ごす時間が少なくなってしまうと思います。

南知多町教育委員会では、本来あるべき姿に極力近い形で子どもたちに学校生活を送っていただきたいと思います。そのために、小・中学校で行事の精選や実施方法の改善を行っていますが、林間学校や修学旅行、学校祭、運動会など、また部活動の大会や発表会など、子どもたちの将来の思い出にとって大切な行事については、どうしたら実施できるかという方向で考えていきます。

これからの生活の中で、リスクゼロを考えるならば、修学旅行や林間学校はもちろん、通常の学校生活もできません。感染リスクを極力抑えながら、子どもたちの健やかな学びを保障していかなければなりません。そのためにも、保護者の皆様には引き続きお子さんの健康観察を続けていただき、体調の思わしくない状態では登校させないという点で御協力をお願いします。

今年の夏は、初めて子どもたちが暑い中での登下校や学校生活をしなければなりません。地域の皆様も、子どもたちを見守り声かけしていただけたらと思います。

来年3月、特に小学校6年生と中学校3年生の皆さんが南知多町の学校に通っていてよかったと思っていただけるように努力してまいります。どうぞ御理解と御協力をよろしく願いいたします。

最後になりましたが、このような発言の機会を頂きましたことに感謝申し上げ、終わらせていただきます。ありがとうございました。

(6番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

議員も金句だそうです。教育長の力強い言葉、本当にありがとうございました。これから3月まで一生懸命子どものためによろしくお願いをしたいと思います。

過日の全員協議会でも発言しましたが、南知多町の積極的な教育の再開、対応、そしてこれからの取組も、教育長をトップに他の市町のコロナ対策の模範となり、子どもたちが楽しく安心して学べる教育を目指し、そして弱者に優しい南知多町の行政運営を願い、私の文教厚生常任委員会代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で文教厚生委員長、石垣菊蔵議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分といたします。

なお、コロナウイルス感染防止対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時15分 〕

〔 再開 10時25分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、2番、総務建設委員長、鈴木浩二議員。

○2番（鈴木浩二君）

議長の許可を頂きましたので、総務建設委員会の委員の質問を集約して、代表して質

問をいたします。

1つ目、避難所のコロナ対策について。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国は緊急事態宣言を発出し、現在、愛知県は解除になりましたが、3密を避けるなどの自粛生活は継続中である。梅雨入りとなり、夏に向けて台風、豪雨による災害の発生も危惧される。非常時とはいえ衛生面でもよくない環境であり、過去には避難所でのインフルエンザやノロウイルスの集団感染が起きています。今回の新型コロナウイルス感染対策として、避難所の見直しについて下記のとおり質問をいたします。

1. 避難所対策マニュアルへ新型コロナウイルス対策に関する記述の追加及び追加内容を町民に告知する考えはあるか。

2. 密集を避けるため、指定避難所を増設してはどうか。また、学校の教室を使用することやホテル、旅館などと提携をすることは可能か。

3. 避難所での感染対策に伴い、避難所運営における対応人員の追加は必要となるか。また、人員の追加が必要な場合は、住民への協力要請をするのか。

4. マスク、消毒液等のコロナ対策物資を町、地区、自主防災会などの備蓄品に追加する必要はあるか。また、物資の追加が必要となる場合、購入費用の補助は可能か。

2つ目、経済支援について。

本町は、漁業、農業、観光関連が多くの割合を占める県下でも特殊な地域です。すなわち、今、新型コロナウイルスの自粛、休業要請等の緊急事態宣言に伴う経済活動の影響を多く受けている地域であります。

そこで、経済支援について、下記のとおり質問をいたします。

1. 売上げが減少し、去年の同じ月に比べて50%未満の減少だったために持続化給付金を受け取ることができない事業者が存在します。そのような事業者に対して本町独自の給付を行う考えはあるか。

2. 全国の自治体において住民からの寄附を募り、医療従事者等への支援など新型コロナウイルスの対策事業に充てる基金の創設が相次いでいる。本町においても同様の基金を創設する予定はあるか。

3. 長く続いた自粛生活の反動として、本町では観光客の増加が予想されます。復興の契機として期待できるが、感染クラスター発生の懸念もあります。今後、何か対策を行う予定はあるか。

4番、国は観光庁がG o T oキャンペーンと銘打って1兆7,000億円の予算を投じ、観光業の復興を考えているようだが、それに伴い、町として適時適所への予算投入を考えているか。

以上、明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、1の避難所のコロナ対策について答弁をさせていただきます。

まず、御質問1-1、避難所対策マニュアルへ新型コロナウイルス対策に関する記述の追加及びその告知を考えているかについて答弁させていただきます。

災害時に円滑な避難所運営を行うためには、行政だけでなく、避難所を利用する地域の方々との連携や協力が不可欠となります。本町では、迅速かつ円滑に避難所を開設・運営するための標準的なマニュアルとして、県が作成をいたしました愛知県避難所運営マニュアルを準用しているところであります。

このマニュアルは、平成10年に作成され、東日本大震災の経験などを踏まえ、平成27年3月に全面改訂された後、熊本地震の教訓などを基に改訂されてきておりますが、まだ新型コロナウイルスに関する感染症対策の記述はございません。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、避難者の健康状態の確認や、手洗い、せきエチケット等の基本的な対策の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気、スペースの確保などが避難所運営の留意事項として国から通知をされており、その対応が求められているところであります。

本町といたしましては、梅雨の時期を迎え、避難所に配備される職員を対象に、これらの留意事項を踏まえた感染症対策を含めて、避難所の開設・運営に関する訓練を予定しております。

また、実際に避難所を開設した際に利用される方にも御協力いただくよう、県の避難所運営マニュアルに加えて、避難所における感染症対策に関する留意事項をまとめた資料を各避難所に備え付け、周知を図ってまいります。

今後、愛知県では、市町村における感染防止対策の実効性を高めるため、国の通知した避難所運営の留意事項などを基に、平時の事前準備と災害時の対応で講じるべき対策を整理いたしました避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを作

成するとしております。愛知県から提供されるこれらの情報については、速やかに町のホームページに掲載する等、皆様に広く周知をするとともに、地域の自主防災組織などに提供してまいります。

次に、御質問1-2、密集を避けるため、指定避難所を増設してはどうか。また、学校の教室を使用することやホテル、旅館との提携に関することは可能かについて答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に伴い、災害や被災者の状況によっては、密閉・密集・密接を避けるために避難所の収容人数を考慮しながら、通常よりも可能な限り多くの避難所を開設することが求められております。

本町では、風水害等の被災時に基準として避難所を開設する役場本庁や公民館など9施設をはじめ、学校や保育所など合わせて32の施設を避難所として位置づけております。災害による影響が比較的少なく、安全性の高い公共施設のほとんどが既に避難所として位置づけられているため、さらに新たな避難所を増設することは難しい状況にあります。

そこで、密を避ける観点から、状況に応じて施設内の空きスペースを活用することや、通常の開設施設に加えて学校などにも避難所を開設する対応を取る考えであります。特に小・中学校の施設を使用する場合は、主に体育館や武道場を想定しておりますが、間仕切りのパーティションや避難用テントを利用して避難者の接触を避けるとともに、さらに分散して収容する必要が生じた場合に備え、学校の教室等の利用も検討してまいります。

ホテルや旅館等の施設を避難所として活用することにつきましては、本年4月に愛知県知事より各宿泊施設長宛てに、関係団体を通じて市町村からの依頼に対し、可能な範囲で協力をしていただきたい旨の通知がされているところであります。

本町では現在、民間宿泊施設との防災協定を1件締結しておりますが、さらに関係団体と連携し、協定施設を増やしていくことを検討していきたいと考えております。

次に、御質問1-3の避難所での感染対策に伴い、避難所運営における対応人員の追加は必要となるか。また、その場合の住民への協力要請をどうするかについて答弁をさせていただきます。

避難所における感染症対応として、予防のための手洗いや消毒、小まめな換気といった基本的な感染症の予防と避難者の健康維持のための対策が求められているところであります。町といたしましては、非常時に配備する町の災害対策本部に保健師を配置し、

避難所における衛生管理や避難された方の健康管理の指導に当たる体制を取っております。

また、通常、災害時には、役場本庁や総合体育館など9つの公共施設を基準に避難所としてまず開設をいたしますが、災害や避難者の状況によっては、密を避けるため、より多くの避難所を開設することが有効であるとされております。このため、災害の状況や感染症の拡大リスク等により開設する避難所を拡大した場合など、各避難所の運営に当たる職員や保健師などの人員に不足を生じることが考えられます。

こうした観点から、避難所の開設・運営には、行政による公助に加え、自主防災会をはじめとする地域の共助、住民一人一人の自助が必要不可欠であると考えております。平時からの訓練や研修会等の活動を通して、地区の自主防災会などの団体や住民の皆様との連携・協力体制を強化し、自助・共助・公助の推進に努めてまいります。各地区におかれましても、災害時に地域の集会所などの施設を地区住民の避難先として利用することなどを御検討いただきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、国からは、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家などへの避難を検討していただくことも示されており、今後、自宅での在宅避難などの方法と併せて周知を図っていきたい考えであります。

続きまして、御質問1-4のマスク、消毒液等のコロナ対策物資を町、地区、防災会などの備蓄品に追加する必要があるか。また、購入費用の補助は可能かについて答弁をさせていただきます。

5月に改定をされました国の防災基本計画において、避難所における感染症のリスクに対応し、望ましい備蓄品としてマスクと消毒液が追加をされたところであります。本町では、避難所備蓄品として、マスク、消毒液に加え、避難者の体調管理のための非接触型の体温計や間仕切り用のビニールシート、避難者の接触を避ける避難用テントや簡易ベッドなどの購入を予定しております。各御家庭に対しては、非常時に必要なマスクなどの物資の備蓄をお願いするとともに、避難時にはできるだけ携行していただくように周知をしております。

また、各地区や自主防災会におかれましても、災害の状況や地域の実情に合わせて、必要な資機材の備蓄に御協力をお願い申し上げます。マスク、消毒液等の感染症対策物資の備蓄についても、防災、災害応急対策に必要な資機材として、自主防災組織を対象

とした町の補助制度を利用していただけますので、各地区施設の利用と併せて地域における共助の推進に御理解、御協力を頂きますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

続きまして、御質問2. 経済支援についてのうち、御質問2-1、2-3、2-4につきましては私、建設経済部長から、御質問2-2につきましては企画部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問2-1、持続化給付金を受け取ることができない事業者に対し、本町独自の給付を行う考えはあるかにつきまして答弁させていただきます。

持続化給付金は、国の経済支援策として新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の原資としていただくために給付される制度でございます。対象となる方は、2020年1月から12月のうち、2019年の同月比で売上げが50%以上減少している方で、上限、法人200万円、個人事業者100万円を給付するものでございます。

議員のおっしゃる売上げの減少が半分に満たず、持続化給付金を受け取ることができない事業者に対して、町独自の給付は考えておりません。現在、町の経済対策としましては、融資を受ける際に必要となる信用保証料補助金、緊急事態宣言中の休業に御協力いただいた方への感染症対策協力金、温泉施設維持管理交付金を交付しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、外出や会合の自粛が求められ、売上げが減少している町内の飲食店、宿泊施設の支援のためのプレミアム付地域振興券を発行する予定でございます。これは、5,000円で1万円分の食事、宿泊ができるプレミアムがついた地域振興券で、8,000冊発行することによりまして、4,000万円の予算で8,000万円の消費が喚起されます。飲食店、宿泊施設を多くの方が利用することは、売上げの回復や雇用の維持につながり、ひいては町内の農水産物や加工品への波及効果が期待できると考えております。

まずは、町内在住・在勤の皆様の方で飲食店、宿泊施設を応援していただき、町に活気を取り戻せるよう御協力お願いいたします。以上です。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問 2 - 2 の新型コロナウイルス感染症対策事業に充てる基金の創設予定はあるかにつきまして答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策事業に充てる基金を創設する意義といたしましては、当該基金の趣旨・目的を明らかにすることで、基金の原資として寄附を募る場合や対策を実施する場合において、その趣旨・目的が明確になるとともに、住民の皆様の参加・貢献意識の高揚というメリットがあり、また基金の創設により、今年度だけでなく来年度以降の対策事業の財源に充当することができると考えています。

既に、幾つかの自治体においては、実際に基金を創設し、ふるさと納税の仕組みを活用するなどして寄附を募っているところもあり、民間や大学などにおいても事例があると承知をしております。

本町におきましては、今後、基金の創設につきまして、新型コロナウイルス感染の状況、国の対応の動向なども注視しながら検討してまいります。以上です。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

御質問 2 - 3、長く続いた自粛生活の反動として、本町では観光客の増加が予想され、感染クラスター発生の懸念もある。今後、何か対策を行う予定はあるかにつきまして答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、緊急事態宣言が解除されたことに伴いまして、本町には観光客の増加が予想されます。現在、観光業においては、愛知県の感染拡大予防対策指針や国のガイドラインに沿って営業しておりますが、町においては、その支援策といたしまして、町観光協会を通じ、消毒液やマスクなどの衛生用品の購入などに要する費用を補助する観光感染症対策補助事業を実施し、観光客及び従業員の安全確保を図っております。

また、特にこれから来客が見込まれる海水浴場につきましては、現在、開設する方向で検討を重ねておりますが、開設する場合には、町と観光協会で海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドラインを作成し、感染症予防対策に努めてまいります。

具体的には、海岸では対人距離の確保、密集を避けるなどの啓発看板やアナウンスにより注意喚起をする。監視・警備救護所においては、マスクなどの感染防止用品を配備

する。海の家では、テーブル、椅子などを間引く、消毒を行うなど、海水浴場での感染予防対策をしっかりと取り組んでまいります。

次に、御質問2-4、国のG o T oキャンペーンに伴い、町として適時適所への予算投入を考えているかにつきまして答弁させていただきます。

国においては、甚大な被害を受けている観光地域を再活性化するため、G o T o Travelキャンペーン、G o T o Eatキャンペーン、G o T o Eventキャンペーン、G o T o 商店街キャンペーンの4つの官民一体型のG o T oキャンペーンが実施されます。

現在、未確定な部分もありますが、旅行商品の購入者に対し、代金の2分の1相当分の割引をするなど国を挙げてのキャンペーンが実施されます。これらは、地域産品、飲食、施設などの利用もでき、多くの経済効果が見込まれますが、制度上、G o T oキャンペーンには、町が直接関わるができないと思われるため、観光協会などと連携いたしまして、情報発信、PRを積極的に行い、地域外からの需要の獲得を図ってまいります。

適時適所への予算投入につきましては、愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針では、観光振興の観点からの人の移動については、6月19日から県外からの積極的な呼び込みを実施するとされていることから、既存予算において実施を中断しております観光宣伝につきまして、テレビスポットを放送するとともに観光情報誌を作成し、県内外から積極的な観光宣伝を実施いたします。

また、愛知県において、観光消費需要喚起事業として新たに4億3,000万円を予算計上し、観光消費喚起事業、観光誘客地域活動事業、観光物産販売支援事業の実施が予定されています。町としましては、県と歩調を合わせましてこの事業に取り組みたいと考えております。詳細につきましては、今後、県とも連絡を取りながら、県内からの旅客誘致を図ってまいります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

1つ目の避難所のコロナ対策について、2つ目の経済支援について答弁を頂きました。今回、新型コロナウイルス感染症により、観光業者、飲食店をはじめ多くの業界、個人

についても未曾有の影響、経済の縮小に見舞われています。これらの点を踏まえて、特に経済支援についてどのように認識し、対策を考えているか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは、新型コロナウイルス感染症に関して、経済の認識、支援の考え方、対策について私の考えを併せ発言をさせていただきます。

まず、先に本年1月15日でございますが、我が国初の感染者が確認されて以来、新型コロナウイルスは人や物の流れを遮断しまして、瞬く間に我々の社会や世界中の隅々にまで多大な影響を及ぼし、深い傷を負わせています。

このような中、私どもはウイルスの脅威に対しまして、国・県と共に感染症の拡大防止を第一に、町民の皆様には外出の自粛をお願いしたり、本町に訪れてくださる皆様方に対しましては来町の自粛を促すなど、影響を受ける関係者の皆様方と話をしながら、時には我慢をしていただき対応しているところでございます。

そして、何よりでございますが、今日まで幸いにも本町では一人の感染者を出すこともなく過ごせることができました。これもひとえに町民の皆様お一人お一人がしっかり感染拡大の予防対策に対しまして取り組んでいただきましたおかげさまと心より感謝申し上げます。

それでは初めに、本町にコロナウイルスが及ぼしている経済への影響と支援の考え方についてでございます。

2月17日、政府が専門家会議の意見を参考に不要不急の外出自粛を呼びかけた頃から、本町において不況の風を感じてまいりました。そして、深刻な不況を実感いたしましたのは、3月2日、小・中学校をはじめ学校の臨時休校でございます。この出来事につきましては、今までどんな大きな災害、被害を受けた自然災害であっても、先が見通せない中で学校へ行けない、臨時休校をすると、子どもさんが毎日自宅にいと、そのような経験をしたことは私どもはありません。

それが日常生活の不安の象徴となりまして、外出を前提とした産業の多い南知多町におきましては大変大きな影響がある、深刻な不況と先の見えない不安を実感した日となりました。私の経済に対しての実感としてそれがございますし、現在もその実感が何ら

大きく変わっているわけではありません。

3月20日でございます。議員の皆様方に御協力いただきまして、地元の観光関係の皆様方との意見交換会をさせていただきました。それ以後、様々な業界団体の皆様との意見交換、そしてアンケートなども御協力いただきました中で、私ども南知多町の基幹産業でございます1次産業についても、他の産業についても深刻な不況の暗い闇がずうっと覆っているということを実感いたしております。

さて、支援についての考え方ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しようと、拡大をまず止めようと、そういう段階におけます必要な支援は、生活や事業の継続をするための支援が大切であると考えております。その考えを前提にいたしまして、私どもは新型コロナウイルス感染症の対策を3つの視点から捉えまして、それぞれ一つ一つに目的を持って対応をいたしているところでございます。

1つ目でございますが、感染症対策、2つ目は生活対策、3つ目が経済対策の視点でございます。

ここで議員は経済対策を中心にとおっしゃっていただきましたけれども、他の2つについても多少でございますが触れさせていただきます。

感染症対策でございますが、この対策の目的は、命と健康を守る医療と保健サービスの体制を確保するものと、そして感染症を克服していこうというものでございます。

1つ目の対策は、感染リスクの高い状況下にある医療従事者等の皆様方に応援金をお支払いしようと、応援していこうという事業でございます。

同じように、介護、あるいは障害を持つ方々に身近で寄り添ってサービスをしていただいております法人の皆様方にも応援をしていこうという事業をつくらせていただいております。

そして、観光客や、訪れていただきました観光客に接して対応する方々に対しまして、感染を予防する視点から補助金を出して支援をしていこうという事業がございます。

それと最後に、緊急事態宣言中ではございますが、発熱したり、けがをされた患者さんを搬送していただきました海上運送されている運送業者の方々の皆様に協力金をお支払いするという、この4つの事業を感染症の対策の支援事業として考えて実行してまいります。

2つ目でございますが、生活支援でございます。

この目的は、感染症の影響により厳しい状況にある町民の皆様生活を支援していこ

うということでございます。

この対策の1つ目は、小・中学校の児童・生徒、それから保育園等に通う幼児の保護者の皆様方の負担を少しでも軽くさせていただこうと、年内、年末までの間の給食費を無償化する学校と保育所等の給食費無償化事業でございます。

次に、国の特別定額給付金給付事業の基準日、これが4月27日でございますが、28日に生まれた子は既に駄目になってしまいますので、多くの皆様方から令和2年度内に生まれた子の親に対しまして支援をしていくべきじゃないかということを受けまして、親の方に10万円を支給するという事業をつくらせていただいております。

そして最後に、水道利用者、水道を利用いただいている皆様方に対しまして、水道の基本料金、そしてうちはメーターの費用も頂いておりますので、その両方を合わせまして基本料金を共に6か月分を無償とさせていただきます、町民の皆様、そして事業を行っている皆様方の支援をしていく、この4つの事業をもちまして生活支援を行っていこうと考えております。

それでは3つ目、経済対策でございます。

この対策の目的は、大きな打撃を受けている地域の産業を支え、事業の継続をすることを目的としています。先ほども言いましたが、とにかく感染症を防ごうという場面におきましては、とにかく事業を継続してもらおうと、仕事をやり続けてもらおうということを第一に考えたものでございます。

さきに述べました3月20日の意見交換会でございますが、そのときにお見えになった事業者もそうですが、いろんな事業を営む方、旅館団体の皆様方におかれましては、先の見えない中で事業の継続をしようとする場合は、手持ちのお金がなくなる不安をとにかくなくさないとかんと、そのためには、簡単に早く融資をしてくれるシステム、そういうものを早くつくってくれという強い要望がございました。

それを受けまして、4月1日でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の融資支援として、先ほど建経部長のほうからありましたが、お金を借りるときに保証していただく愛知県の信用保証料に対しましての支援を私ども補助金として行っております。その枠を広げまして、新たな事業といたしまして、南知多町経済対策信用保証料・補助事業を新たにつくらせていただきました。今、それをやっていたいただいているところでございます。

そして、突然ではございましたが、4月16日、愛知県の休業要請に応じて決められた

期間中、休業など、時間を短くしたりして感染症拡大に対しての協力をしていただきました中小企業者の皆様、個人事業主の皆様は協力金を50万円交付しようという事業が発表をされました。蓋を開けてみますと、その事業の内訳は県で25万、町で25万という内容の事業でございましたが、我が町は中小零細企業や個人事業主を含めた小さな事業がほとんどでございまして、しかも事業所の数が非常に多いことから、結果として今の段階での経済対策といたしましては、一番支援額の多い事業となっております。これは結果として、多くの町民の事業を行ってみえる方に届いているかなあとということで納得はしておりますし、まだまだ申請を受け付けておりますので、ぜひ申請をしていただきたいと存じます。

次に、本町独自の経済対策として、新型コロナウイルス感染症により、特に影響の著しい町内の飲食店、それから宿泊施設の皆様、この方たちに、まず町民の皆さん、それから町、それから各種団体が協力をさせていただきます、1万円の食事・宿泊券を5,000円で買っていただきたい。そして、使っていただいて支援をしていただくというプレミアム付きの地域振興券事業を行います。これは8,000冊用意しております。5,000円で1万円使える券を発行しますので、できれば、まず買っていただきたい。使うときには必ず誰か連れていってもらいたい、知人とか友人。そうしますと8,000万の経済効果が倍にも3倍にもなりますので、そうして私たちの町で苦しんでおられる飲食店、宿泊業者の方をみんなで応援していこうという心を持った、夢を持った事業でございまして、まず最初に皆さん、ぜひ買っていただきたい。よろしくお願い申し上げます。

そして、私どもの町にとって温泉というのは大変重要な観光の施設でございます。そしてお客様がお見えにならない、そういう中で、源泉の施設を維持管理していこうと思いと大変であります。また、温泉に入ると入湯税を徴収していただきますが、その手数料があるわけではございません。そういう方たちに対しまして補助をするというか、少しでも経費負担を補っていただくということでやっておりますが、温泉施設維持管理交付金交付事業ということでございます。

最後になりましたが、学校を臨時休校いたしました。そのときに休校となった期間、給食食材費につきまして発注のキャンセル、解約したり、そうしたことによる違約金を支払うことによりまして、安定的に給食食材を納入できるよう納入事業者を支援する、事業者等あると思っておりますが、そういう方たちに対しまして支援をさせていただきます学

校給食食材費違約金支払事業を実施いたします。

以上、6月定例町議会までの町独自の支援策に国や県による支援策を合わせた総事業費22億501万5,000円の支援をできるだけ速やかに実施をしまして、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町民や事業者の皆様の生活と経済の維持と継続に向けて全力で取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルスは、感染をしても症状を現さず、人の体内で静かにしながら仲間を増やしていくという非常にしたたかなウイルスだと言われております。したがって、私たちはワクチンや治療薬ができたとしても、コロナウイルスの全容が明らかになって、安心して暮らせるまでの間、新しい生活様式を実践しながらコロナウイルスと共存できるすべを身につけていかななくてはなりません。皆様には、非常事態宣言は解除されましたが、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策の継続を切にお願い申し上げます。

そして、町民の皆様、事業者の皆様、医療関係者の皆様、各種団体の皆様、そして本町に思いを寄せる全ての皆様が一丸となりまして、新型コロナウイルス感染症克服後の私ども地域の生活、地域の経済を豊かに作り上げるための努力を始めていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、私の考えを併せ述べさせていただきました。このように、コロナ対策の状況を直接町民の皆様方にお伝えできる機会を賜りました議員の皆様方の御配慮に対しまして深く感謝申し上げます。

そして、私の発言を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(2番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

ありがとうございました。

先日、町議会で町内の生活、経済の活動の状況を知るべく、4地域を回り町民の皆様の声聞いてまいりました。各地域例外なく苦しい状況でございました。

今後も油断することなくスピーディーで的確な判断をお願いして総務建設委員会を代表しての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で総務建設委員長、鈴木浩二議員の一般質問を終了いたします。

○議長（藤井満久君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

[散会 11時08分]

